

①障害者手帳について～種類～

当センターでは障がい者手帳についてのご相談も多くいただきます。障がい者手帳には以下の3種類があります。

*療育手帳（A1～B2）

知的障がいのある人が対象

*精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）

精神障がい（発達障がい含む）のある人が対象

*身体障害者手帳（1級～6級）

身体に障がいがある人が対象

発達障がいは精神障害者保健福祉手帳の対象になりますが、知的障がいを併せ持っている方は、療育手帳を取得され、福祉サービスを受けておられる人も多くおられます。それぞれの手帳制度の根拠となる法律は異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が国によって講じられています。障がいのある方が福祉サービス等の支援を受け自立した生活を送り、社会参加するための手助けとなることを趣旨としています（提供される各種サービスは、障がい程度によって異なります）。

②障害者手帳について

～メリットとデメリット～

障害者手帳に関するご相談として多いのは手帳を持っていることで仕事や社会生活を送る上で不利になることはないか、というのですが、手帳を取得したからといって、手帳を持っていることを他人に知らせる義務はありません。したがって、ご自分から伝えない限り職場や学校に知られることはありません。手帳の取得に関わる機関（医療機関や判定を行う機関、役所）には当然ながら守秘義務がありますので、これらの機関から情報がもれることもありませんので、手帳を持っていることでの仕事や生活上の不利益は特にないと思われまます。

一方メリットについてはどうかというと、福祉サービスや障がい者雇用制度、特別支援教育など、手帳を取得することで選択肢が広がることと、税制優遇や公共料金等の割引が受けられるなど、経済的なメリットがあることが挙げられます。

手帳の種類にもよりますが、取得するためには書類をそろえたり、関係機関に連絡をとったりすることが必要になります。申請から取得まで、期間も必要としますので、人によっては労力を要するかもしれません。医療機関で診断書をもらう場合はお金がかかる場合もあります。手帳を取得する前に目的や意味を整理し、ご本人を含め家族内で、目的や手続きについて確認しておくといよいでしょう。